

**三重県議会事務局職員  
障がい者活躍推進計画**

**令和2年3月**

三重県議会事務局

## 目次

I	計画の策定と趣旨	1
II	策定主体	1
III	計画期間	1
IV	周知・公表	1
V	現状と課題	2
VI	計画目標	2
VII	具体的な取組内容	3
1	推進体制の整備	3
2	障がい者に対する理解の促進	4
3	募集・採用	4
4	職場環境の整備	5
5	その他の取組	5

## **I 計画の策定と趣旨**

令和元年6月に、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」（以下「促進法」という。）が一部改正され、障がいのある職員が、その有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、地方公共団体の各任命権者においては、国が定める「障害者活躍推進計画作成指針（令和元年厚生労働省告示第198号）」に即して「障がい者活躍推進計画」を作成することが義務付けられました。

については、知事部局等の障がいのある職員をメンバーに有する「三重県障がい者活躍推進計画（仮称）」作成検討チームに参加し、課題等について意見交換を行うとともに、「促進法」の趣旨をふまえて、「三重県議会事務局職員障がい者活躍推進計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、障がい者雇用を推進し、障がいのある職員にとって働きやすい職場環境づくりに取り組んでいきます。また、これらの取組を通じて、誰もが個性や能力を発揮できる職場環境づくりに取り組んでいきます。

## **II 策定主体**

三重県議会事務局

他の任命権者とも互いに連携しながら、取組を進めます。

## **III 計画期間**

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、他の計画と整合を図りながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

## **IV 周知・公表**

策定又は改定を行った計画は、イントラネットへの掲載等により、全ての職員に対して周知するとともに、ホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

また、目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、周知・公表します。

## V 現状と課題

三重県議会事務局は、職員数が常勤職員 39 名、非常勤職員 16 名の機関です（令和 2 年 3 月 31 日時点）。

常勤職員については知事部局で一括して採用しており、大半は知事部局等からの出向により配置されています。

平成 30 年 10 月 1 日に施行の「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」、及び「みえ障がい者共生社会づくりプラン」等の趣旨を踏まえ、これからも一層、障がい者活躍の推進に関する理解を推進していく必要があると考えています。

## VI 計画目標

計画の目標を次のとおり定め、進捗状況を把握のうえ、今後の取組内容につなげていきます。

### 目標

#### 1. 採用に関する目標

【実雇用率】 (知事部局含む)	令和 6 年 6 月 1 日時点の雇用率 3.45%以上 (評価方法) 毎年 6 月 1 日現在の実雇用率等について労働局を通じて厚生労働大臣に行う報告により把握・進捗管理 ※知事部局と議会事務局を同一の機関とみなす地方特例の認定により合算で算定
--------------------	---

【現状値】実雇用率 (知事部局含む) : 2.95% (令和元年 6 月 1 日現在)

## 2. 定着に関する目標

【定着状況の確認】	障がいのある職員を採用した場合または配置された場合の 離職防止 ・常勤職員…… 1年未満の離職なし ・非常勤職員… 6ヶ月未満の離職なし
-----------	---

## Ⅶ 具体的な取組内容

計画期間における具体的な取組については、以下のとおりとします。

### 1 推進体制の整備

#### 基本的な考え方

・障がい者の活躍推進に向けた取組を持続的・継続的に進めていくため、推進体制を整備し、取組の検証・見直しについて、P D C Aサイクルを確立します。

#### 主な取組内容

##### (1) 推進体制の整備

###### ① 「障害者雇用推進者」の選任

障害者雇用に関する実務責任者である障害者雇用推進者として議会事務局長を選任し、取組を推進します。

###### ② 「三重県障がい者活躍推進チーム」への参加等

知事部局等の障がいのある職員を含む関係者で構成する「三重県障がい者活躍推進チーム」に参加し、毎年度、取組状況の把握・検証、課題解決に向けた検討等を行い、必要に応じて、取組等の見直しを行います。

##### (2) 相談体制の整備

###### ① 「障害者職業生活相談員」の配置

障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任し、障がいのある職員の職業生活全般についての相談ができる体制を整備するとともに、相談体制について全ての職員に周知します。

## 2 障がい者に対する理解の促進

### 基本的な考え方

・職員に対し、共生社会実現の意義や障がい者に対する理解を深める取組を進めるとともに、所属長等に対し、障がいの状況に応じたサポートの仕方等について学ぶ研修を実施し、障がい者に対する理解の促進を図ります。

### 主な取組内容

#### (1) 所属長向け研修の実施

障がいのある職員を採用した場合または配置された場合は、障がいのある職員が配属された所属長等を対象に、障がい種別ごとの特性、基本的な配慮事項などについての研修を受講します。

#### (2) 職員向け研修の実施

職員に対し、「人権啓発推進員研修」などを活用して、共生社会実現の意義や障がい者に対する理解の促進を図ります。

#### (3) 新規採用職員の福祉施設での実習

新規採用職員研修において、福祉施設での実習等を体験し、福祉やユニバーサルデザインなどに対する理解を深めます。

## 3 募集・採用

### 基本的な考え方

・職員の採用等を行うにあたっては、厚生労働省が示している「障害者差別禁止指針（平成 27 年厚生労働省告示第 1 1 6 号）」及び「合理的配慮指針（平成 27 年厚生労働省告示第 117 号）」等を十分にふまえて対応します。

### 主な取組内容

#### (1) 募集・採用

## ①募集・採用に当たっての注意事項

以下の取扱いを行いません。

- ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

## 4 職場環境の整備

### 基本的な考え方

・障がいのある職員が安心して働ける職場環境を整えるよう合理的配慮を行います。

### 主な取組内容

#### (1) 働きやすい職場環境づくり

・障がいのある職員を採用した場合または配置された場合は、所属長や班長は、障がいのある職員と日頃から定期的に対話を行い、障がいの状況や支障となっている事情など必要な配慮事項を話し合った上で、働きやすい職場環境づくりに向け合理的配慮を行います。

## 5 その他の取組

### 基本的な考え方

・障害者就労施設等や障がい者雇用促進企業等からの物品等の調達拡大に努めるものとし、障がい者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進します。

### 主な取組内容

#### (1) 優先調達推進の取組

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、引き続き、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。